

区域外就学に関する基準

理由	承諾基準	承諾期間	添付書類
1. 転出等による理由	転出後も引き続き転出前の指定校への通学を希望する場合	当該学期の終了まで	特になし
	上記の場合において、該当児童生徒が小学校6年生又は中学校第3学年の場合	卒業まで	特になし
	住宅の新築等により、町内への転居が予定されている場合、入学時(新学期)等から転居予定地の校区に就学を希望する場合	転居予定日まで	建築確認申請書、売買契約書等の転居が確実にあることを証明できる書類の写し
2. その他の理由	その他、特別な事情があり、区域外就学が適当であると認められる場合	適当と認められる期間まで	特別な事情を証明する書類等